

県有財産売却に係る一般競争入札参加者募集要項

県有財産売却の一般競争入札への参加申込みにあたっては、この募集要項及び別添契約書（案）の記載事項を承知するとともに、物件説明書等を参考に必ず現地を確認した上でお申し込みください。

1 売却処分しようとする財産

【口座名】国東教職員住宅KR2（普通財産）

(土地)				
所在地	国東市国東町北江字平田			
地番	種目	公簿面積(㎡)	実測面積(㎡)	備考
254番	宅地	958.99	958.99	
(建物)				
所在地	国東市国東町北江字平田			
家屋番号	254番			
名称	建築年	構造	建面積(㎡)	延面積(㎡)
居宅 (共同住宅)	昭和48年	鉄筋コンクリート造陸屋根2階建	149.22	298.44
倉庫	昭和48年	コンクリートブロック造陸屋根平家建	12.92	12.92
倉庫	昭和48年	コンクリートブロック造陸屋根平家建	9.69	9.69
(工作物)				
名称	建築年	構造	数量	
フェンス	昭和48年	金属造	93.50m	
焼却炉	昭和59年	金属造	1.00個	
予定(最低)価格	3,210,000円			

【物件の事前確認について】

(1) 現地調査等

- ・「物件説明書」は物件の概要を把握するための資料でしかありませんので、入札参加申込みを行う前に、必ず入札参加申込者ご自身において、現地及び利用等に係る諸規制に関する調査確認を行ってください。

(2) 物件の引渡し

- ・物件は現況のまま引き渡します。
- ・図面と現況が相違している場合、現況が優先します。
- ・建物解体・修理、電柱等の移転・撤去、立木の伐採、雑草の草刈、切株の除去、フェンス・擁壁・井戸など地上・地下・空中工作物の補修・撤去などの負担及び調整は、物件敷地の内外及び所有権等権利の帰属主体のいかんを問わず、一切大分県では行いません。
- ・上下水道及び電気など供給処理施設の引込みが可能である場合、既存の埋設管等の補修や新たに敷地内への引込みを要することがありますが、大分県では補修や引込工事等の実施、これらに必要な費用の負担、供給施設への負担金の支出等は一切行いません。

るので、建築関係機関及び供給処理施設にお問い合わせのうえ、各自で対応してください。

- ・地下埋設物、地盤及び土壌に関する調査、電波障害の調査は原則として行っておりません。

2 入札参加の申込方法

(1) 提出書類

申込書等：一般競争入札参加申込書
代表者選任届（共同購入の場合）
役員等一覧（法人の場合）
誓約書

注1）一般競争入札参加申込書、誓約書等の入札参加申込に必要な書類については、すべて同じ印をご使用ください。

注2）共同購入を希望する場合は、代表者が作成した一般競争入札参加申込書に共同購入者全員の誓約書及び代表者選任届を添付してお申込みください。

(2) 申込先及び申込方法

① 申込先

〔所属名〕 大分県教育庁福利課
〔郵便番号・住所〕 〒870-8503 大分市府内町3丁目10番1号
〔電話番号・FAX番号〕 TEL 097-506-5472 FAX 097-506-1793

② 申込方法

上記申込先に持参又は郵送（一般書留又は簡易書留）で申し込んでください。

注1）郵送の場合、下記申込期限〔令和2年12月14日（月）午後5時〕までに必着とし、提出書類に不備等がある場合は期限内に修正すること。

(3) 受付期間（申込期限）

令和2年11月20日（金）から12月14日（月）まで

〔受付時間〕 午前9時から午後5時まで

ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。

注1）申込期限までに一般競争入札参加申込がない場合は、入札を中止します。

(4) 契約条項を示す場所及び日時

契約書、土地登記簿、字図等は、前記（2）の申込先に前記（3）の受付期間（申込期限）まで備えております。

(5) 提出書類等の指定

入札参加申込及び入札に必要な書類については前記（4）と同じ場所と期間で配布しておりますので、県が指定するものを使用してください。

3 入札参加者の資格

次の各項目のいずれかに該当する場合は入札に参加できません。

また、県有財産を売却する際の入札参加資格確認のため、申込者（法人の場合は役員等を含む）が暴力団関係者でないことを大分県警察本部に照会しますので、ご了承ください。

- (1) 一般競争入札参加申込書を期限までに提出していない者
- (2) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- (3) 破産者で復権を得ない者
- (4) 次のいずれかに該当する事実があった後、2年を経過しない者
 - ① 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - ② 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ③ 落札者が契約を締結すること、又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - ④ 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - ⑤ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - ⑥ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
 - ⑦ ①から⑥までの規定により、一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (5) 自己又は自己の役員等（注）が、次のいずれかに該当する者である場合又は次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与している場合
 - (注) 役員等とは、法人の役員及び役員以外の者で支店又は営業所を代表する者をいう。
 - ① 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - ② 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ③ 暴力団員が役員となっている事業者
 - ④ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
 - ⑤ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
 - ⑥ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者
 - ⑦ 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
 - ⑧ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

4 無効申込み

次のいずれかに該当する申込みは、無効となります。

- ① 入札参加者として資格がない者のした申込み
- ② 所定の申込書によらない申込み
- ③ 住所・氏名の記入漏れ、押印漏れ、その他申込み要件を認定しがたい申込み
- ④ 前各号に定めるものを除くほか、福利課において特に指定した事項に違反した申込み

5 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日 時 令和2年12月22日(火) 午前11時00分
※受付は午前10時30分から午前11時00分まで
- (2) 場 所 大分市府内町3丁目10番1号
大分県庁舎別館8階 81会議室
※受付も同会議室
- (3) その他 ① 郵便による入札は認めません。
② 入札、開札は、引き続いて行います。
③ 受付時間は厳守です。遅れた方の入札参加は認められません。

6 入札当日必要なもの

(1) 入札保証金

入札の際には、見積金額の100分の5以上の入札保証金（現金又は銀行の振出し、若しくは支払い保証した小切手）若しくは保険会社と締結した大分県を被保険者とする入札保証保険契約書を県に納付しなければなりません。入札保証金は、その受け入れ期間に係る利息は付けません。また、入札保証金は第8項の契約保証金の一部に充当することができます。

(2) その他入札に必要なもの

- ① 入札に参加される方は、必ず印鑑（スタンプ式印鑑は不可）を持参してください。
② 代理人が入札に参加する場合は、委任状を提出してください。
③ 共同購入の場合は、代表者のみが入札を行ってください。

7 契約の締結

契約書は、県が定めた県有財産売買契約書により、落札決定通知を受けた日から7日以内に提出してください。契約に要する費用は、落札者の負担となります。

なお、7日以内に契約の締結に必要な書類が提出されない場合は、契約予定者としての権利を失うものとします。

8 契約保証金

契約書類の提出と同時に、契約金額の100分の10以上の契約保証金（現金又は銀行の振出し、若しくは支払い保証した小切手）を県に納付しなければなりません。契約保証金は、その受け入れ期間に係る利息は付けません。また、契約保証金は売買代金の一部に充当することができます。

9 売買代金の納入

売買代金は、契約締結後、県が発行する納入通知書により、納入通知書に記載された期限までに納入しなければなりません。

10 所有権の移転等

売却物件の所有権は、売買代金が納入されたときに移転し、物件は現状有姿のまま引き渡します。

所有権移転登記は、売買代金の納入を確認した後に、購入者の費用負担により県が契約者名義に嘱託登記します。

なお、所有権移転前に、物件に係る権利義務を第三者に譲渡することはできません。

11 公序良俗に反する使用等の禁止

契約締結の日から10年間、次の各号に掲げる事項を禁止します。

- ①暴力団員への所有権移転・貸付け、又は暴力団員に転売・貸付けされることを知りながら第三者へ所有権移転・貸付けすること。
- ②暴力団の事務所その他これに類するものの用に供すること、又はこれらの用に供されることを知りながら第三者へ所有権移転・貸付けすること。
- ③風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供すること、又はこれらの用に供されることを知りながら第三者へ所有権移転・貸付けすること。

12 契約の公表

次の各号に掲げる事項は公表します。

- ①不動産の所在地
- ②区分（土地・建物の別）
- ③数量（土地の面積・建物の床面積等）
- ④契約者の氏名又は名称及び住所（市町村名）
- ⑤契約年月日
- ⑥契約金額（契約金額が7,000万円未満の不動産の売払いにかかる契約で、国又は他の地方公共団体以外のものにあつては、契約者の同意がある場合に限る。）

13 その他

この要項に定めのない事項は、地方自治法、地方自治法施行令、大分県会計規則、大分県契約事務規則その他の法令等に従って県が決定するものとします。